

陳情第 6 号

臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書

1 受理年月日 平成30年8月13日

2 陳 情 者 東京都新宿区筑土八幡町2-17
移植ツーリズムを考える会
東京都担当 佐藤 マチ子

3 陳情の要旨

臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、早急な対策が必要である。よって、国へ「臓器移植の環境整備を求める意見書」を提出してほしい。

4 陳情の理由

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。

一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっている。

そこで、国際移植学会は、平成20年5月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行った。

こうした動きが我が国における平成22年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成29年の臓器提供者数は77人となっている。

しかし、平成30年5月31日時点における臓器移植希望者数が、心臓で684人、肺で325人、肝臓で313人、腎臓で11,931人、膵臓で206人(日本臓器移植ネットワーク)となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。

臓器移植の環境整備を求める意見書

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。

一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっている。

そこで、国際移植学会は、平成20年5月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行った。

こうした動きが我が国における平成22年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成28年の臓器提供者数は64人、平成29年の臓器提供者数は77人となっている。

しかし、平成30年5月31日時点における臓器移植希望者数が、心臓で684人、肺で325人、肝臓で313人、腎臓で11,931人、膵臓で206人(日本臓器移植ネットワーク)となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。

よって、国においては、国民の臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、移植を受ける権利及び移植を受けない権利を同等に尊重しつつ、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 国民が命の大切さを考える中で臓器移植にかかる意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増やすことができるよう臓器移植に係る更なる啓発に努めること。
- 2 臓器提供施設における院内体制の整備を図るため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。
- 3 臓器移植についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細かな対応が可能となるよう移植コーディネーターの確保を支援すること。
- 4 臓器摘出手術から移送までを担う臓器移植施設の担当医について負担軽減対策を講ずること。
- 5 国民が臓器移植ネットワークの構築されていない国において臓器移植を受けることのないよう必要な対策を講ずること。
 - ① ブローカーの厳罰化
 - ② 医師に対する、患者への渡航移植の危険性の告知義務
 - ③ 医師が臓器移植を受けた患者であることを覚知した際、厚生労働省への告知義務
 - ④ 違法と知らないで臓器移植を受けてしまった、善意のレシピエントへの精心面でのケア

これらは、有効な対策であると思われる。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 9 月 日

立川議会議長 佐藤 寿宏

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣